

学校いじめ防止基本方針 改訂版

大阪府立箕面東高等学校
平成26年1月24日策定
平成30年3月28日改訂

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校は、平成27年度に全日制課程総合学科エンパワメントスクールに再編され、教育課程においては、学外連携や地域連携、箕面東版デュアルシステムの導入など多様なカリキュラムと多様な選択科目を設定し、少人数かつ学級単位にとどまらない授業展開をしてきたが、学び直しと生徒の自主性を引き出すカリキュラムときめ細かい指導を実施し、いじめの防止につとめている。

それでも、いじめはどの学級にも、どの学校にも、どの子どもにも起こりうるとの認識のもとで早期発見や防止に努める。一方で近年のいじめは、「仲良しグループ」など小さな人間関係の中で生じる傾向にある。また、IT化の進展により、SNSの利用も浸透し、ネットいじめが増加する傾向にある。いじめの構造も複雑になるとともにその実態が見えにくくなっている。そうした事実をふまえ、いじめは重大な人権侵害（場合によっては犯罪行為）であると認識し、すべての生徒が安全で安心して学校生活を送れることを目標に、学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- 仲間はずれ，集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- パソコンや携帯電話のSNSや掲示板上で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省の「いじめの防止等のための基本的方針」（ガイドライン第1の5）に基づき、以下のことに留意する。

- ・いじめられていても本人がそれを否定することがあることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察する必要がある。
- ・けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・インターネット上に悪口が書かれるなど、当該生徒がそのことを知らずに本人が心身の苦痛を感じていなくても加害生徒に対し適切な対応を行う。
- ・好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合などは、学校が「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟に対処することもあるが、いじめ防止対策推進法が定義するいじめにあたるため、いじめ対策委員会で情報を共有する。

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長（委員長） 教頭 首席 人権平和委員長 生徒指導主事 各年次主任
保健主事 養護教諭 生徒支援委員長 ケースに応じて関係教職員
及びスクールカウンセラー（以下SC）、スクールソーシャルワーカー（以下SSW）とし、人権平和委員長がいじめ対策コーディネーター（以下いじめ対策CO）としていじめ対策を主担する。

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

(4) 緊急会議

いじめ対策COは、いじめ事象の対応については、ケースに応じていじめ対策委員会の中の関係教職員と緊急会議を開催し、機動的組織的対応をはかると共にいじめ対策委員会全体と情報を共有し記録する。

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

箕面東高校 いじめ防止年間計画				
	1年次	2年次	3年次	学校全体
4月	学校としてのいじめ防止対策の基本方針といじめ対策委員会について保護者・生徒に周知 高校生活支援カード及び学校独自の調査方法によって把握された生徒状況の集約 クラス開き(グループワーク・多様性を認めよう)	学校としてのいじめ防止対策の基本方針といじめ対策委員会について保護者・生徒に周知 クラス開き 人権HR (いじめを考える・言葉と人権) ネットモラル講演会	学校としてのいじめ防止対策の基本方針といじめ対策委員会について保護者・生徒に周知 クラス開き 人権HR (いじめをなくすために) ネットモラル講演会	第1回 いじめ対策委員会 (年間計画の確認、問題行動調査結果を共有) 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 ネットモラル講演会
5月	ネットモラル講演会 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) 校外学習 体育祭 授業公開	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) 校外学習 体育祭 授業公開	P T A総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 体育祭
6月	校外学習 体育祭 いじめアンケート 授業公開	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」 人権講演会	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」 人権講演会	教職員間による公開授業週間 (わかる授業づくりの推進) アンケート回収箱の設置
7月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」 人権講演会 人権HR いじめアンケートをもとにしたフィードバック学習	人権HR 言葉と人権アンケートをもとにしたフィードバック学習	人権HR (働く人の権利)	第2回委員会 (進捗確認)
9月	個人面談	個人面談	個人面談	教育相談週間
10月	人権映画鑑賞会 スポーツ行事 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) 文化祭	人権映画鑑賞会 スポーツ行事 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) 文化祭	人権映画鑑賞会 スポーツ行事 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) 文化祭	上半期のいじめ状況調査
11月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」	アンケート回収箱の設置
12月	人権HR ネットいじめ	人権HR デートDV 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	人権HR 性的マイノリティ 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	第3回委員会 (状況報告と取組みの検証)
1月	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) 人権HR 障がい者問題	人権HR 在日外国人問題	人権HR 社会のセーフティネット	クリーン作戦 (校内清掃キャンペーン)
2月				
3月				第4回委員会 (年間の取組みの検証)

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

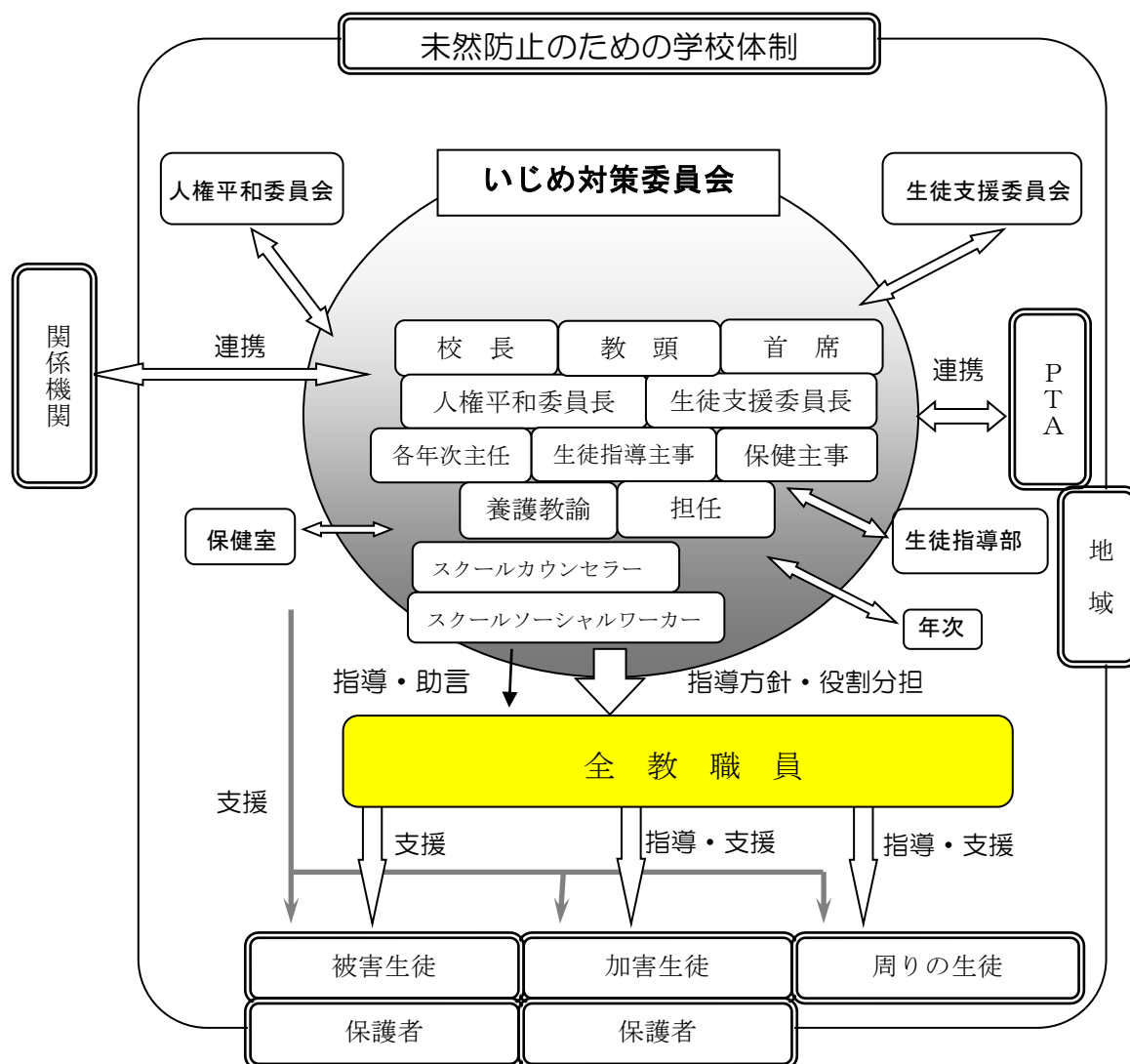
いじめ対策委員会は、長期休暇前などに年3回、（検討会議を）開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、各教科、特別活動、総合的な学習の時間など、あらゆる機会をとらえて、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

(1) いじめの共通理解

平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して、年度初めに、校内研修や職員会議などを通して教職員全体が、生徒に寄り添い、いじめを許さない姿勢を確認する。また、非常勤講師や特別非常勤講師にもオリエンテーション等で本校の指導方針についての理解と協力を求める。いじめチェックリスト〔別紙〕を全教職員に配布し、それをもとに全教職員がすべての教育活動において、早期発見に努める。

(2) いじめを許さない態度・能力の育成

生徒が自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。「いじめは重大な人権侵害である」と、知識や情報で理解していても、行動が伴わなかったり、内面化できていないことが多い。発達・成長段階にあり、人格としても未成熟である生徒たちは他者との人間関係の結び方そのものを学んでいる最中であり、他者の気持ちをすぐに想像することができないからである。こうした認識をふまえ、教育活動のすべてにおいて相互承認、人権尊重の精神を養いながら、コミュニケーション能力を高める。また人権HRでは、いじめだけでなく、あらゆる人権課題が一人ひとりを大切にする精神につながることを意図して、幅広いテーマ学習に取り組む。

(3) 学習環境・教育環境の整備

学級崩壊や授業崩壊など、秩序が失われ荒れた状況でいじめ事象が起こりやすい。安心して学べる学習環境を形成するために、集団の在り方や規範意識を養うとともに授業規律を確保する。また学校全体として清掃活動に取り組み、校内美化、教育環境の整備をおこなう。学級や集団が居心地のよい場となるよう、多様性を認め、一人ひとりが大切にされる学級づくり、学校づくりを目指す。

年次、教科、分掌、各種委員会、PTAなどが連携して、ストレスを生まない学校づくりを進める。また少しくらいのストレスがあっても負けない自信を育ませるため、自尊感情を高め、他者の尊重や他者への感謝の気持ちによってストレスや感情をコントロールする方法を身につけさせる。教職員の不適切な認識や言動等によって生徒たちを傷つけ、いじめを助長することがある。教える側、教えられる側という立場はふまえつつも、生徒を個々の人格として尊重し、適切な指導に努める。

(4) 授業の工夫・改善、わかる授業の推進

生徒たちが学校で多くの時間を過ごす授業の工夫や改善に取り組み、楽しく理解しやすい授業を心がける。授業が分からない、おもしろくないことからくる自己否定やストレスからいじめ加害につながることもある。日頃より教科指導の研鑽に努め、授業公開や校内研修（または校外研修への参加を促す）を実施し、わかりやすい授業づくりを進める。生徒の達成や成長を認め、共に喜びを分かちあう指導によって自己肯定感を育む。また、少数者の意見も尊重しながら、学校や学級の民主的運営

- に努め、生徒がいきいきと活躍できる場や機会の充実を図り、自己有用感を育む。
- (5) **いじめが起こりにくい環境づくり**

本校では、授業間休み、昼休み、放課後等にトイレ、階段、中庭、食堂等で立ち番や巡回ができるような体制を整えている。このシステムを利用して、死角をつくらず、生徒の些細な言動に注視しながら、いじめが起こりにくい環境をつくる。

- (6) **生徒の自主活動の支援**

生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、教職員による一方的な注意や指導に終始せず、討論やディベート、ロールプレイ学習を取り入れ、いじめについて自分で判断し主体的に行動に移せる資質を身につけさせる。また、他者への思いやりの精神を育む。ポスターや標語などを作成するなど、生徒主体のいじめ防止活動を支援する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあってはいる生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあってはいる場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) **いじめの把握方法**

実態把握の方法として、定期的にアンケートを実施するが、形骸化しないよう内容や回収方法を工夫する。また相談室、人権室、保健室等に相談箱を常時設置しておくとともに、スクールカウンセラーや教育相談室を積極的に活用する。さらにいじめ相談メールアドレスを校内に開設し、適切に対応する。把握の方法が適切に機能しているかについては、生徒支援委員会やいじめ対策委員会により、体制の見直しも含めて定期的に点検する。

(2) **生徒理解と関係づくり**

定期的に懇談を実施し、個々の生徒の学校生活や家庭生活の状況、人間関係などを把握する。日頃から、挨拶や声かけを行うなど、積極的にコミュニケーションを取り、生徒の小さな変化を敏感に察知する。立ち番指導中も温かい声かけをおこない、生徒の自己肯定感を高めるとともに信頼関係づくりに努める。学校行事やHR活動、実習等を生身の生徒に触れあえる絶好の機会ととらえて、観察と信頼関係の構築に努める。

(3) 保護者との連携

入学式や合格者説明会等、保護者が一堂に会する機会を利用して、いじめに対して一丸となって取り組む本校の姿勢や体制を説明し、担任だけにとどまらない相談窓口を広げておく。電話連絡や家庭訪問、懇談等、保護者と密に連携して生徒を見守る。また、校内に開設するいじめ相談メールアドレスは生徒のみでなく、保護者も利用できるように案内する。

(4) 相談体制の充実と相談しやすい雰囲気づくり

生徒や保護者との信頼関係を築き、常に相談しやすい雰囲気を確保しながら相談体制の充実を図る。担任だけでなく、年次団、教科担当、生徒支援委員会、養護教諭、クラブ顧問等が連携して相談しやすい体制をつくる。また、教育相談室など、生徒の居場所づくりに努め、教員やスクールカウンセラーが積極的に関わり、生徒の声に耳を傾けながら情報収集に努める。常に教室や掲示版、廊下などに相談窓口を知らせるポスターを掲示、相談室だよりなどでも相談体制を広く紹介する。

(5) 生徒情報の管理

いじめ対策委員会等で得た生徒の個人情報については、管理職にすみやかに報告し、流出しないよう厳重に管理しながら、関係者で共有する。場合によっては関係機関につなげたり、犯罪を伴う場合は警察に相談して協力を求める。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、福祉機関、警察等外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、

真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) いじめと疑われる行為を発見したり通報を受けた教員は、一人で抱え込まず、いじめ対策委員会に直ちに報告し、情報を共有する。その後は、当該組織といじめ対策COが中心となって緊急会議の開催など関係教職員（年次担任団や生徒指導部・生徒支援委員会など）と連携し、速やかに関係生徒から事情を聞きとるなどして、いじめの事実確認を行うと共に、いじめに関する情報を記録し保存する。

(3) いじめ対策委員会が事実確認を行った結果、いじめが認知された場合、SC・SSWと連携し、アセスメントに関し助言を受けながら、学校として組織的に対応していくと共に、管理職が教育員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、少年サポートセンター、所轄警察署、外部機関と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

(1) いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部機関の協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財

産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

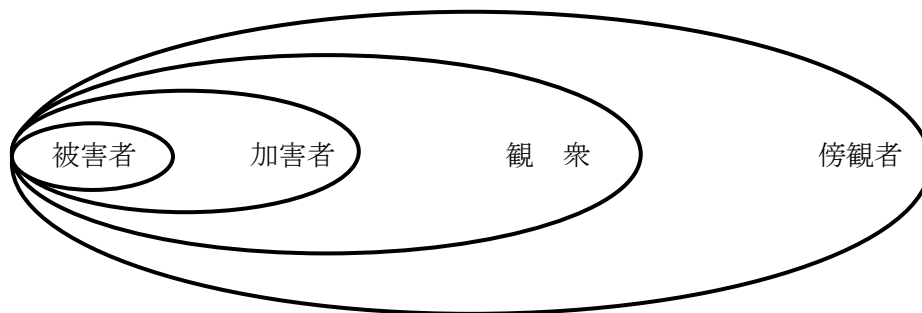
(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。

[いじめの四層構造]



被害者：いじめられている子ども。一人の場合が多い。

加害者：いじている子ども。複数の場合が多い。以前、いじめられたことがあり現在立場が逆転していることもある。

観衆：はやし立てたり、面白がって見ている子ども。加害の中心の子どもに同調・追従し、いじめを助長する。

傍観者：見て見ぬふりをする。人がいじめられているのを無視することは、いじめに直接的に荷担することではないが、加害者側には暗黙の了解と解釈され、結果的にはいじめを促進する可能性がある。

[森田洋司著「いじめとは何か」(中公新書)を参考に作成]

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

文化祭、スポーツ行事、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。